

事務局長

おはようございます。

委員の皆様並びに推進委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところを総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の総会は、令和5年度最初の総会となります。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

令和5年度定期人事異動により、事務局および各分室の担当者が替わっております。お手元に配付しておりますA4版1枚ものの「令和5年度大仙市農業委員会事務局・分室体制」と書いた資料をご覧ください。

ここで、新たに担当となった職員をご紹介させていただきたいと存じます。氏名が太字で書かれた職員です。

はじめに、事務局の加藤卓志主任です。市民部税務課から異動になりました。

加藤主任

加藤卓志と申します。よろしくお願いいたします。

事務局長

次に、大曲分室の伊藤美鈴主任です。健康福祉部高齢者包括支援センター医療介護連携室から異動になりました。

伊藤主任

伊藤美鈴と申します。よろしくお願いいたします。

事務局長

次に、協和分室の佐藤創太主事です。健康福祉部生活支援課から異動になりました。

佐藤主事

佐藤創太と申します。よろしくお願いいたします。

事務局長

最後になりますが、南外分室の「仲村大地」主事です。健康福祉部社会福祉課から異動になりました。本日は、別の会議と重なり残念ですが欠席となっております。

委員、推進委員の皆様には、今年度も変わらぬご指導をいただきますよう重ねてお願い申し上げます

事務局長

次に、欠席の届出ですが、21番、伊藤悟委員から出ております。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第37回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前9時30分 開会)

事務局長

初めに、会長からご挨拶をいただきます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は22名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

それでははじめに、3月8日の総会から第37回総会までの主な業務につきましてご報告させていただきます。

お手元に配付しております第37回総会までの業務報告書をご覧ください。

はじめに、3月8日に、広報門委員会を委員7名に出席をいただき、ここ大曲交流センターで開催し、農業委員会だより第24号の最終校正についてご協議いただいております。広報専門委員会終了後に、第35回農業委員会総会を委員22名、

推進委員27名の出席をいただき、同会場で開催しております。3月30日には、令和4年度第5回農業委員会役員会を大曲エンパイヤホテルで開催しております。本日の総会でお諮りする案件について、ご協議いただいております。役員会終了後には、第36回農業委員会総会を委員22名の出席をいただき、同会場において開催しております。令和5年度定期人事異動に伴う人事案件についてご協議いただいております。

その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上で、主な業務報告といたします。

事務局長

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、13番、高橋勝範委員、14番、田村誠市委員の兩名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年4月7日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

1ページ1番をご覧ください。

農地の所在は、角間川町○○○○○○○○、地目が田、面積○○平方メートル外、田2筆、合計面積○○○平方メートルです。

売買による所有権移転です。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、79歳、

譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、75歳です。

申請理由につきまして、申請地は○○さん所有の空き家に隣接していますが、空き家を○○さんが購入することになったため、農地をあわせて取得するものです。申請地では、家庭菜園用として花や枝豆等を栽培する予定と伺っています。

なお、○○さんが今回取得する農地面積と、自身の経営面積の合計が10アール未満であることから、これまでであれば、面積要件により許可出来ないこととなりますが、3月総会で、ご連絡したとおり、農地法の改正により、本年4月1日からは、面積要件が無くなり緩和されたことから、この案件は問題の無いものと考えられます。

売買価格は総額○○円、10アールあたりに割返すと、約○○○○○円となっています。

参 与

続いて、3番をご覧ください。

農地の所在は、内小友○○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル外、田1筆、合計面積○○○○○平方メートルです。

交換による所有権移転です。

譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、87歳、

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、57歳です。

申請理由につきましては、お互いの耕作の利便性を考え、農地の交換をするものです。  
なお、申請地と交換する農地は、横手市の旧大森町にあることから、事前に申請手続きについて、横手市農業委員会と調整のうえ、対応していることをご連絡いたします。

参 与

8ページ10番をご覧ください。

農地の所在は、土川〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積〇〇〇平方メートル、外畑3筆、田1筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。

無償移転の案件です。

譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇さん、既に亡くなられている方になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇さん、68歳です。

申請理由につきましては、遺贈としておりますが、亡くなられた方の遺言により、相続人でない第三者に特定の農地を無償で譲渡することになります。この場合、通常の贈与の案件と同様に、農地法の規定により許可が必要となります。

生前に譲渡人は、弁護士資格を持つ方に依頼のうえ遺言書を作成しておりました。実の子供がいないこともあり、これまでお世話になった近隣の方に、農地を贈与したいとの意向が記載されており、今回、これに同意のうえ申請されたものになります。

参 与

9ページ12番と13番は譲受人が同一の方で、関連がありますので一括でご説明させていただきます。

農地の所在は、下鶯野〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇平方メートル外、田4筆、計5筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。

売買による所有権移転です。

譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、58才、外1名です。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、69才です。

3者は親類関係になります。

申出理由としまして、申請農地につきましては、これまで〇〇さんが長く借り受け、耕作していた農地になりますが、いずれは購入したいと考えていました。今回、その旨を相手方に伝え、この度、相続登記が完了したことから申請となったものです。

売買価格は、いずれも10アール当り〇〇〇〇円で、12番が総額〇〇〇〇〇〇〇円、13番が、総額〇〇〇〇〇〇〇〇円となっています。

事務局長

議案第1号につきましては、ただいま説明いたしました5件のほかに、有償所有権移転1件、交換2件、無償所有権移転3件、賃貸借権設定の新規1件、使用貸借権設定の新規3件、更新3件がございます。

15ページ、16ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。

はじめに調査書の様式について説明させていただきます。これまで農地法第3条第2項の欄については第7号まで記載しておりましたが、第5号にありました経営面積基準の要件が3月31日付けで削除されましたので、第6号以降が繰り上がっておりますのでお含みおきください。

農地法第3条第2項各号には該当しない旨記載したもので、結果許可要件を満たしているものと考えます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより質疑を行います。 質疑ございませんか。  
(なしの声)

議 長

質疑無いようですので、これより採決いたします。  
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について  
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和5年4月7日 提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

17ページ1番をご覧ください。  
位置図及び平面図は、資料の1、2ページになります。  
農地の所在は、小貫高畑○○○○○○○○、地目が畑、面積○○○平方メートル、1筆です。  
賃貸借の案件です。  
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん。  
借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○さんです。  
申請理由につきまして、借受会社は、今月下旬に申請地の西側に菓子販売店の出店を予定しています。このため店舗敷地の駐車場が不足し、周辺道路の混雑が想定されることから、安全面に配慮して、一時的に駐車場とするものです。設定期間は3年間としておりますが、状況により期間を短縮する場合もあることを確認しています。  
賃借料は年額○○○円、1平方メートル当りに割返しますと、約○○○円になります。  
許可基準における立地基準につきまして、申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められており、第3種農地に区分されるため、原則許可することが認められています。  
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

参 与

続きまして、2番を説明します。  
位置図および平面図は、資料3ページ及び4ページです。  
農地の所在は、太田町齊内○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル他、田2筆、計3筆、合計面積○○○○○平方メートルです。  
賃貸借の設定です。  
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さんです。  
借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○、○○○○○、○○○○○さんです。  
転用理由は、砂利採取のために一時転用するもので、設定期間は許可日から1年間、賃借料は1平方メートル当たり○○○円です。

許可基準における立地基準につきましては、申請地は農用地区域内にあることから原則許可できませんが、例外として、農地法施行令第11条第1項第1号により、一時的に砂利採取のため農地を使用するものであることから、許可基準を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議長 事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。

議長 案件1番についてお願いします。

渡邊委員 20番、渡邊です。  
資料の地図が分かりずらくておりますが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇付近の俗に言う飯田線の所であります。全てが住宅街に囲まれておる所なので、何ら問題ないと思われま

議長 ありがとうございます。

議長 案件2番についてお願いします。

泉委員 11番、泉です。  
この間、事務局と改良区と3人で現地確認してまいりました。近所の方々からも理解を得られており何ら問題ないと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局長 現地調査大変ありがとうございました。  
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。質疑ございませんか。  
(なしの声)

議長 質疑無いようですので、これより採決いたします。  
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議長 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、議案第3号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局長 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める

令和5年4月7日 提出

大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦



歳です。

利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、73歳です。

期間満了による契約の更新です。

設定期間は3年で、賃借料は総額で米〇俵分の金額となっております。

なお、この案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているもの  
と思われまして、よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(なしの声)

議 長

無いようですので、これより採決いたします。

議 長

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。  
〇番、〇〇委員の入場を求めます。  
(〇〇委員入場)

議 長

次に、議案第3号、案件213番から215番を議題とします。

議 長

本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇  
〇委員の退席を求めます。  
(〇〇委員 退席)

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

140ページから142ページの213番から215番について、関連がありますので一括で説明いたします。

利用権を設定する農地は、下深井○○○○○○○○○○○○○○、地目は田、面積〇〇〇  
平方メートル、外、田32筆、畑2筆、計34筆、合計面積〇〇〇〇〇〇平方メー  
トルです。

農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、外  
3名です。

秋田市山王四丁目1番2号、公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。

秋田県農業公社から先ほどの農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○  
〇〇、○○○○○さんです。

期間は全て10年間、賃借料は10アール当たり〇〇〇〇〇円から〇〇円、及び  
使用貸借で、賃借料の違いは圃場の条件によるものです。

申請理由として、〇〇さんが現在強化法等で契約している農地を、中間管理事業  
に切り替えるものです。

ただいま説明いたしました213番から215番につきましては、農業経営基盤  
強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。よろし  
くご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(なしの声)

議 長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。  
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。  
(〇〇委員 入場)

議 長

次に、議案第3号、案件216番を議題とします。

議 長

本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。  
(〇〇委員 退席)

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

143ページの216番を説明いたします。  
利用権を設定する農地は、大曲西根〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積〇〇〇平方メートル、外、田2筆、計3筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。  
農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。  
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。  
秋田市山王四丁目1番2号、公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。  
秋田県農業公社から先ほどの農地を借り受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。  
期間は10年間、賃借料は10アール当たり〇〇〇〇〇〇〇円です。  
申請理由として、〇〇さんが現在強化法で契約している農地を、中間管理事業に切り替えるものです。  
ただいま説明いたしました216番につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(なしの声)

議 長

無いようですので、これより採決いたします。  
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。  
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。  
(〇〇委員 入場)

議 長

次に、議案第3号、案件217番から219番を議題とします。  
本案件は、〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。  
(〇〇委員 退席)

議 長

事務局の説明を求めます。









申請理由として、当該農地は、〇〇さんの父と兄が亡くなって以降、耕作放棄状態となっており、借り受けてくれる方を探しておりました。今般、〇〇さんに相談があり、再生を目指して法人で受けることになったものです。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

事務局長

私から、その他の案件についてご説明させていただきます。

議案第3号につきましては、ただいま説明いたしました30件のほかに、所有権移転10件、賃貸借権設定の新規98件及び更新65件がございます。

今回の所有権移転における田の売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、10アール当たり〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。これは、各地域のほ場の条件及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

次に、賃貸借権設定における田の賃借料の内容であります。説明案件を除き、10アール当たり〇〇円から〇〇〇〇円と若干の幅がございます。これについても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(なしの声)

議 長

無いようですので、これより採決いたします。  
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について」を議題とします。

事務局長

報告第1号 農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について  
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する

令和5年4月7日 提出

大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長

事務局より報告願います。

参 与

総会議案 No2 をご覧ください。  
記載の24法人からの報告がありました。  
順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため、省略させていただきます。  
ご了承ください。  
詳細につきましては、1ページから90ページをご覧ください。  
結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。  
また、例年、農地所有適格法人の一覧をご連絡しておりますが、今回、4月1日現在の  
一覧をお配りしておりますので、後ほどご覧願います。  
よろしく願いいたします。

議 長

以上報告いたします。

議 長

次に、報告第2号の「農用地利用調整会議の廃止について」を議題とします。

事務局長

報告第2号 農用地利用調整会議の廃止について  
農業委員会事務の見直しに伴い、農用地利用調整会議を廃止したので、これを報告する

令和5年4月7日 提出

大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長

事務局より報告願います。

事務局長

令和5年度より事務局の班編成の変更に伴い、事務の見直しを図ることといたしました。これまで農地班が担当し毎月開催しておりました農地利用調整会議を廃止するものです。

まず班編成変更の理由としましては、今年度総務・振興班に人・農地プランの目標地図作成業務が追加となることから、総務課に職員の増員を要望しておりましたが、叶わなかったため班編成を変更し対応することとしたものです。

続いて利用調整会議の廃止の理由についてですが、これまで利用調整会議を開催するのに担当の職員1名が3日程度の時間を要しておりました。そこで今年度から

1名減となる農地班の負担を軽減するために廃止することといたしました。参考までに近隣市町村では、仙北市以外は実施しておりません。ただ、担当地域の案件の周知がおろそかになると困りますので、廃止にあたっての前提条件として、次の2点を設けております。1点目は、総会前までに担当地区の農業委員と推進委員に案件の内容を説明する。また推進委員から確認書に署名をもらう。2点目は、案件のある推進委員は、これまで通り総会に出席することとする。いずれもこれまでやってきたことではありますが、改めて徹底を呼び掛けるものです。なお、この件につきましては3月30日の役員会でご承認いただいております。

説明は以上です。

よろしく願いいたします。

議 長

以上報告いたします。

その他

- (1) 令和4年度業務報告および令和5年度事業計画について
- (2) 令和5年度農林部関係事業および予算について

議 長

これで本日の日程は全て終了いたしました。ご苦勞様でした。

(午前11時10分 閉会)